

#### 審決取消請求事件

令和元年6月27日判決(知財高裁) 平成30年(行ケ)第10146号

キーワード:進歩性/動機付け

担当 弁理士 飯田 雅昭

## 1. 事案の概要

原告が拒絶査定不服審判を請求し、特許請求の範囲及び明細書について手続補正をした ところ、特許庁は、平成30年9月3日、請求不成立の審決をした。原告は、これを不服 として審決取消訴訟を提起した。

### 2. 結論

審決取消

#### 3. 本件特許

発明の名称:パチンコ機

出願番号 : 特願2016-33001

出願日 : 平成28年 2月24日

原出願日 : 平成23年12月27日

# 4. 本件発明

# 【請求項2】

遊技球が流下する遊技領域を有する・・(途中略)・・を備えたパチンコ機において、 前記遊技領域に打ち出された遊技球が前記特別電動役物へ向かう、少なくとも2つのル ートが前記遊技領域内に設けられ、

前記2つのルートは、共に遊技球が物理的に貯留されることなく流下可能に構成されていると共に、一方のルートに比べて他方のルートの方が、遊技球が遊技領域に打ち出されてから前記特別電動役物に到達するまでの時間が短くなるように構成され、

前記一方のルートは前記遊技領域のうち主に左側の領域が用いられ、前記他方のルートは前記遊技領域のうち主に右側の領域が用いられ、

前記一方のルートを流下する遊技球を検知する第1遊技球検知センサと、前記他方のルートを流下する遊技球を検知する第2遊技球検知センサと、前記大入賞口に入賞した遊技球を検出する大入賞口検知センサと、前記2つのルートのうち推奨するルートを遊技者に報知する推奨ルート報知手段と、をさらに備え、

前記大当たり遊技制御手段は、前記大入賞口を開放するよう前記特別電動役物を作動させた後に、前記大入賞口にM個(ただし、Mは自然数)の遊技球が入賞したことを条件に前記大入賞口を閉鎖するよう前記特別電動役物を作動させるラウンド遊技を複数回行う内容の前記大当たり遊技を提供し、

前記推奨ルート報知手段は、

遊技球が前記他方のルートを流下している状態で、前記第2遊技球検知センサが所定個数の遊技球を検知した後に、前記一方のルートを推奨するルートとして遊技者に報知するようにした

ことを特徴とするパチンコ機。

## 5. 争点

容易想到性の判断の妥当性

#### 6. 裁判所の主な判断(下線は筆者)

被告は、引用発明と引用例2に記載された事項は、共に遊技球を流下させるルートが複数あり、そのうち片方のルートに遊技球を発射させた方が有利となる状態がある遊技機に関する発明又は技術であり、技術分野が共通しているといえるから、引用発明に引用例2に記載された事項を適用する手がかりがあり、引用発明に引用例2に記載された事項を適用することができることからすると、当業者は、引用発明のパチンコ遊技機に、引用例2に記載された事項を適用して、・・・本願発明の構成とすることを容易に想到することができたものであるから、これと同旨の本件審決の判断に誤りはない旨主張する。

そこで検討するに、・・・引用発明においては、大入賞口が10秒後に開放されることを予告する報知用ランプ17aと大入賞口を開放する5秒前に点灯する報知用ランプ17bとを設け、遊技者は、報知用ランプ17aの点灯により大入賞口が10秒後に開放されることを知ったとき、「遊技球滞留部32」を狙って遊技球を発射し、「遊技球滞留部32」に複数の遊技球を滞留させ、大入賞口を開放する5秒前に報知ランプ17bが点灯することにより、「遊技球流下部31」を狙って遊技球を発射し、合流地点に設けられた可変入賞装置11の大入賞口に、短時間で大量の遊技球が入賞するようにした構成を備えている。このように引用発明は、大入賞口が開放されるまでの時間を報知用ランプ17a又は17bの点灯により報知することにより、時間の経過に応じて遊技球を打ち分けることを可能とした発明であるといえる。

一方、・・・引用例2記載の遊技機は、・・・報知手段による報知を現在の遊技状態と各遊技領域に設けられた検出手段によって検出された遊技球が進入した回数(検出回数)を参照して行うことにより、遊技者が正しい方向側の遊技領域に遊技球を発射させる発射操作を行っているにもかかわらず、たまたま少量の遊技球が誤った方向側の遊技領域を流下

したとしても誤差として判定し、正しい方向側の遊技領域に遊技球を発射することを促す 発射操作情報の報知を行わないようにして、遊技者に煩わしさや不快感を与えることのな いようにしたものといえる。

<u>そうすると、引用発明と引用例2記載の遊技機は、・・・</u>上記有利となる状態となった場合にその有利な方向の遊技領域に遊技球を発射することを促す報知を行うことに関する発明又は技術である点において、技術分野が共通しているといえるが、他方で、引用発明では、遊技者が可変入賞装置の入賞口(大入賞口)の開放前に、大入賞口が開放されるまでの特定の時間を報知装置により予告(報知)することにより、有利な方向の遊技領域に遊技球を発射することを促すものであるのに対し、引用例2記載の遊技機は、遊技者が有利な方向(正しい方向側)の遊技領域に遊技球を発射させる発射操作を行っているにもかかわらず、たまたま少量の遊技球が誤った方向側の遊技領域を流下したとしても誤差として判定し、正しい方向側の遊技領域に遊技球を発射することを促す発射操作情報の報知を行わないようにしたものであり、報知の目的及びタイミングが異なるものと認められる。

また、<u>引用発明において引用例2記載の遊技機の構成(本件審決認定の引用例2に記載された事項)を適用することを検討したとしても、</u>具体的にどのように適用すべきかを容易に想い至ることはできないというべきである。

そうすると、<u>引用例1及び引用例2に接した当業者は、大入賞口が開放されるまでの特</u>定の時間を報知装置により予告(報知)する引用発明において、報知の目的及びタイミングが異なる引用例2記載の遊技機の構成(本件審決認定の引用例2に記載された事項)を適用する動機付けがあるものと認めることはできない。

したがって、当業者は、引用発明及び引用例2に記載された事項に基づいて、相違点2 及び3に係る本願発明の構成を容易に想到することができたものと認めることはできないから、被告の上記主張は理由がない。

以上